

CLOSE UP
福祉

11月は児童虐待防止月間です

虐待行為は、子どもの心身に深刻な影響を与えるため、できるだけ早急な対応が必要です。「もしかしたら虐待?」と思ったら、連絡・相談してください。

■子どもの命を守るために
児童虐待により子どもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件が後を絶たず、依然として深刻な社会問題となっています。私たち一人ひとりが周囲の子どもたちに関心を持ち、虐待に気づき、子育てに悩む保護者が一人で悩まず相談をできるような社会にしていきたいと思います。

児童相談所全国共通ダイヤル
虐待かもと思ったら:
いち はやく
☎189番へ

子どもたちや子育てに悩む保護者のSOSの声をいち早くキャッチ! (189番にかけるとお近くの児童相談所につながります。連絡者の情報は固く守ります。)
*「児童虐待防止法」では、虐待を受けたと思われる児童を発見した場合

の通告義務を課しています。虐待の事実がなかった場合でも責任を問われることはありません

↳子育ての中の方へ
子育てがうまくいかない、いろいろなストレスから虐待してしまいそう、と悩んでいたら、まず相談してください。

相談・通告先

- 平日昼間
(8時30分～17時15分)
市福祉事務所 ☎578509
- 夜間
(17時15分～8時30分)
市役所(代表) ☎560511
- 緊急時
南国警察署
☎08886030110
中央児童相談所
☎08886066791

問 福祉事務所 ☎57-8509

CLOSE UP
教育

地域のみんなで子育て応援隊
「まかせて会員」募集中!



平成28年11月から「こうなんファミリーサポートセンター」がはじまります。講習を受講して「まかせて会員」になれる方を募集しています。

関連記事:市長談話室 26ページ

■こうなんファミリーサポートセンター

ファミリーサポートセンターとは、子育て中の家庭を支援するため、育児の支援を必要とする「おねがい会員」と、子育てのお手伝いができる「まかせて会員」が会員登録し、お互いに助け合う会員制の有償ボランティア組織です。

まかせて会員の登録を希望される方は、左記の2日間の講習の受講が必要です。

◆日時

・11月24日(木)9時～15時40分
・11月25日(金)9時～16時50分

◆場所

大峰の里 1階第1会議室(香南市夜須町坪井1-1)

◆参加費

無料

◆内容

専門講師による子どもの発育・栄養・心の発達や保育に関する講習を行い、ファミリーサポートセンターのしくみや概要などを説明します。

◆参加資格

香南市在住の20歳以上で、子どもが好きな方。性別不問。

◆申し込み

平成28年11月18日(金)までに、吉川庁舎2階にある香南市ボランティアセンター(社会福祉法人香南市社会福祉協議会内)に電話、FAX等で事前にお申込みください。

香南市ボランティアセンター

☎577300

FAX 577305

問 子育て課 ☎57-7522

CLOSE UP INFORMATION

CLOSE UP
国保

接骨院・整骨院にかかる前に
ご確認ください

接骨院や整骨院などにかかるときは、国民健康保険が「使える場合」と「使えない場合」があります。施術を受ける前に国保が使えるか確認しましょう。



■国民健康保険が使える場合

急性または亜急性(急性に次ぐ)の外傷性傷病の場合は、国民健康保険が適用されます。
・スポーツなどによる打撲やねんざ
・挫傷(肉ばなれ等)
・骨折、脱臼の応急措置
・医師の同意がある場合の骨折、脱臼の施術

■国民健康保険が使えない場合

次のような場合は、国民健康保険が適用されません。施術費用が全額自己負担になります。
・日常生活における疲れや肩こり
・スポーツなどによる肉体的疲労
・脳疾患後遺症などの慢性病
・神経痛、リウマチ、慢性関節炎
・加齢による腰痛や五十肩の痛み
・交通事故の場合
・労災保険の対象となる仕事や通勤途中の負傷

※療養費支給申請書には、必ず自署または捺印が必要です

療養費申請書は、患者が柔道整復師に保険請求を委任するものです。記載内容を確認し、本人による署名または捺印をしましょう

※領収書は必ず保管しておきましょう。医療費通知で受診内容(金額と日数)を確認しましょう。また、領収書は高額療養費・医療費控除を受ける際にも必要となりますので、大切に保管してください

■適正給付にご協力ください

国民健康保険では、医療費の適正な給付に努めています。請求内容に誤りがないかを確認するために、市から負傷原因や施術内容について、文書や電話などでお問い合わせすることがありますので、ご協力ください。

問 市民保険課 ☎57-8506

CLOSE UP
高齢者

もしもの時に備えて
サービスを活用してください

高齢者の病気や事故などの緊急事態に備えるため、緊急通報装置を貸し出します。

■緊急通報体制整備事業

緊急時にボタンを押すと24時間体制のあんしんセンターにつながり、必要に応じて事前に申請していた協力員の方に通報があった旨を知らせ、安否確認を行っていただくよう連絡するサービスです。

また月1回の安否確認のための電話サービスで健康状態等の確認を行い、日常生活の不安の解消や安全の確保を行っていきます。

■対象者

おおむね65歳以上の市民税非課税世帯の方で、ひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯の方。

また携帯電話等での通報が難しく、健康状態に不安があり、転倒が多いなど日常生活に注意を必要とする方。

■利用料 月額200円



①緊急時に通報装置を押す

②24時間体制のあんしんセンターにつながり、必要に応じて協力員に連絡が入ります



③協力員が安否確認を行う

問 高齢者介護課 ☎57-8510

CLOSE UP INFORMATION

CLOSE UP INFORMATION